

災害時等における議会の行動指針

1 趣旨

大規模災害発生時等において、議会は本来の役割に加え、初動期には特に非常時に即応した役割を果たすことが求められる。

特に、平成30年6月18日に発生した大阪北部地震の際に示されたように、発災直後から災害対策初動期においては議員が地域で得る情報は二次災害を防ぐ効果や、今後の執行部における対策を示す重要な役割を果たし、災害時等における議員及び議会の役割を確認したものである。

よって、本市議会は、地震や風水害等による大規模災害発生時等における議会及び議員の行動指針を以下のとおり定める。

2 対象とする災害等

(対象災害等)

- (1) 市の地域防災計画で想定している災害
- (2) その他、議長が必要と認めた災害及び事件

3 活動原則

(正副議長)

- (1) 正副議長は、発災後、速やかに議員の安否確認を行うとともに、登庁し、執行部によって設置される「茨木市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）」及び災害の状況を見極めた上で、「茨木市議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）」を設置、招集の上、情報共有及び対策方針を決定する。
- (2) 議長は、必要に応じて、全議員を招集の上、議員に対し状況及び今後の方針等を説明する。
- (3) 議長は、その他必要と認める事項を定める。

(議員)

- (1) 議会運営にかかわること及び議長からの指示に基づくもののほかは、率先して地域の現状把握に努める。
- (2) 災害発生初期から災害対策初動期においては、混乱状態にあることが予想されることから、執行機関への情報提供、要請、質問等については、議長又は対策会議を通じて伝達する。
- (3) 議長及び対策会議等を経て入手した正確性を持った情報を広く市民に周知する。

- (4) 議長及び対策会議からの情報提供や参集指示に速やかに対応できるよう連絡態勢を常時確保する。
- (5) 災害発生時に適切な行動をとれるよう、日頃より災害対応に関する知識の習得や災害に備えた準備及び訓練に努める。

(事務局)

- (1) 市災害対策本部が設置された際は、市議会事務局が以下の事務を担う。
 - ①議員の安否確認の結果を市災害対策本部及び各議員に伝達する。
 - ②市災害対策本部において収集した情報を、議長の指示により各議員に提供する。

4 茨木市議会災害対策会議

(構成)

- (1) 正副議長、議会運営委員長及び各会派幹事長とする。ただし、当該会派幹事長に事故がある場合は、会派において代理が出席するものとする。
- (2) その他、議長が認めた者も出席することができるものとする。

(座長)

- (1) 議長を座長、副議長を副座長とする。

(情報共有)

- (1) 座長は、会議終了後、速やかに全議員に会議内容を伝達するものとする。

(所掌事務)

- (1) 議員が集約した被災情報等の集約及び市災害対策本部への提供
- (2) 市災害対策本部等から入手した情報及び依頼等の議員への伝達
- (3) 市災害対策本部等への提案、提言及び要望等の調整
- (4) その他、座長が対象災害対応に必要と認める事項